介護予防・生活支援サービス事業に係る指定について

《総合事業の指定申請について》

- 1 訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの指定申請について
- (1) みなし指定事業所

愛西市介護予防・日常生活総合事業(総合事業)にかかる訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスのみなし指定(※)については、平成30年3月31日をもって指定の有効期間が終了となります。引き続き事業を継続する場合には、それまでに愛西市に指定申請が必要となります。

- ※平成27年3月31日時点で予防訪問介護事業所・予防通所介護事業所の県指定 を受けている事業所は、市総合事業の現行相当サービスのみなし指定を受けてい ます。
- (2) 平成27年4月以降に予防訪問介護事業所・予防通所介護事業所の指定を受けた事業所

平成27年4月1日以降に予防訪問介護事業所・予防通所介護事業所の指定を受けている事業所(みなし指定を受けていない事業所)は、指定申請が必要となります。

2 訪問型サービスA、通所型サービスAの指定申請について 新たなサービスのため愛西市に指定申請が必要となります。

3 指定期間について

指定期間は6年です。

ただし、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスについては、現在、みなし 指定を受けている事業所は、本体事業(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護)に 指定有効期限をあわせます。

※みなし指定を受けている事業所は、申請書類提出時に指定通知書の控えをご持参ください。

4 平成30年4月1日指定分の申請受付について

(1)受付期間

平成30年1月15日(月)~平成30年2月28日(水)

※みなし指定を受けていない事業所で現行相当サービスの申請受付や訪問型サービスA、通所型サービスAの申請受付は随時行っています。

(2) 申請先

①郵送の場合

住所 〒496-8555 愛西市稲葉町米野 308 番地健康福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター

1520567-55-7117(直通)

②窓口の場合

健康福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター (愛西市役所内) 健康福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター サブセンター

(愛西市役所 佐織庁舎内)

1510567-25-5300(直通)

- *申請書については、愛西市ホームページに掲載します。
- *窓口で申請される場合は、事前に連絡してください。
- *平成30年3月下旬、指定通知書を郵送します。

5 愛西市以外の他市町村への指定申請について

事業所に、他市町村の介護保険被保険者が利用している場合には、愛西市のほかそれぞれの市町村に届け出が必要であるため、他市町村に問い合わせをしてください。

《利用者との契約等について》

1 総合事業による契約等について

総合事業のサービス提供事業所は「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・ 説明・同意」が必要となります。

2 契約書等の表記変更例について

- (1)契約書
 - ①契約書の名称

介護予防訪問介護→<u>介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業</u>に変更 介護予防通所事業→介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に変更

②提供するサービスの種類などの表記 条文の介護予防訪問介護→<u>第1号訪問事業</u>に変更 条文の介護予防通所事業→<u>第1号通所事業</u>に変更

③介護予防サービス計画書の表記

介護予防サービス計画書→<u>介護予防サービス計画書または介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防ケアプラン」という。)</u>など、総合事業によるケアプランの分を追加する

(2)重要事項説明書

①重要事項説明書の名称

介護予防訪問介護→<u>介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業</u>に変更 介護予防通所事業→介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業に変更

②提供するサービスの種類などの表記等

文中の介護予防訪問介護→<u>第1号訪問事業</u>に変更 文中の介護予防通所事業→第1号通所事業に変更

③利用料

文中の介護予防訪問介護→<u>第1号訪問事業</u>に変更 文中の介護予防通所事業→第1号通所事業に変更

3 利用者との取り交わし等が必要な書類一覧

訪問介護相当サービス 訪問型サービスA 通所介護相当サービス 通所型サービスA

- 契約書
- 重要事項説明書
- 個人情報使用同意書

《総合事業の請求について》

総合事業においても現行の介護予防給付と同様に、審査支払に関して国保連合会を利用します。

請求にあたっては給付管理票の作成が必要です。また予防給付と総合事業を併せて利用 している方は、一括して給付管理票を作成してください。

詳しい請求方法については愛知県国民健康保険団体連合会へお尋ねください。

請求にあたって利用するサービス種類コードは介護予防給付とは異なります。 サービスコード表はホームページでご確認ください。

サービス種別	サービス種別 コード	事業者番号
訪問介護相当サービス	A 2	- 市から通知された番号
訪問型サービスA		
通所介護相当サービス	A 6	
通所型サービスA		
介護予防ケアマネジメント	AF	